

質問原稿

【最低賃金】

・市の実態調査

最低賃金について質問します。市はこれまで最賃の引上げを、県、労働局に要望をという私の提案に対し、関係機関の決定を尊重するという立場で、要望などは行わないとの見解を示されております。

しかし市民生活の実態は深刻さを増し、現行の最賃の水準が、現実とそぐわなくなってきた実態はいつこうに改善されず、低賃金労働者の生活は未だなお厳しい状況のままです。

前回の議会では、私は全国の最低生計費調査を紹介しました。この調査、全国に広まっており、新たに山口県、鹿児島県の労働組合が今年に入って調査を行っております

鹿児島県では、普通に生活するには男性で時給1584円、女性で1593円、山口県では25歳若者が一人暮らしするには月24万円、時給換算1,600円なければ「人前に出て、恥ずかしい思いをしないで済む、当たり前生活ができない」との結果を公表されております。

全労連がこれまでに実施した19道府県の調査、先の議会でも私は調査報告を申し上げましたが、結果はすべて同水準であり、762円という水準では到底生活できないということが、もはや常識となっております。

市民生活の安定を担保する立場から、最低賃金の水準が実態との乖離がないか、市が独自の見解を示し、提言・意見書の提出などを行うことは、声なき声を代弁するという意味で日増しにその重要性が高まっていると考えます。

お隣の福岡県では、最賃の水準の低さを問題視し、独自に実態調査し、知事名で意見書を提出し、最賃の水準が市民生活にとってどのようなものか自治体レベルでの提言を行っております。

そこで質問いたします。最賃の水準、大分では762円、この設定が最低限度の生活を営むに足りるかどうか、最終的な判断は関係機関、最低賃金審議会ではありますが、その判断の一助となるように市が独自で実態調査をし、見解・提言を行うべきと考えますが見解をお聞かせください。

・中小企業支援について

総括質問でも取り上げましたが、改めて中小企業支援について質問します。

前段で述べましたように、格差と貧困の広がりが深刻な今、日本の低すぎる最低賃金の引き上げは喫緊の課題だと述べました。そのためのカギは中小企業支援強化であります。

政府も生計費には足りないと認めるほど最賃が低いとして、「中小小規模事業者の生産性向上の支援などを通じて賃上げの動きを浸透させる」との方針のもと、具体的には支援として「業務改善等助成金」を2014年から創設しております。予算の推移をみますと、予算額は2014年度の35・9億円から19年度は6・9億円へ大幅減少、交付件数も14年度2767件から18年度655件へと減少しています。これは使いたくても使えない制度だからではないでしょうか？

日本商工会議所が今年5月に出した最低賃金に関する緊急要望の中では、次のような報告がなされています。

「業務改善助成金」は、最低賃金引上げに対する主な支援策である。しかし、2018年度の地域別最低賃金の引上げ額が23円から27円である中で、本助成金は事業場内最低賃金を30円以上引上げた事業者が対象になっていることや、事業場規模30人以下の事業場に限られたコースがあること、更には新規の設備投資等が要件となっていることから、「使いたくても使えない」、「使い勝手が良くない」といった多くの「生の声」が当所（日本商工会議所）へ寄せられている。

使い勝手が悪い制度を裏付ける報告です。

それらをふまえ質問いたします。「業務改善支援金」の拡充、具体的には額的大幅引き上げをし、使える制度に改正することを国に強く要求すべきです。
見解を求めます。

中小企業支援策についてもう一点質問します。他国は賃金水準を引き上げている、そのことが日本の最賃水準の低さを際立たせているわけですが、他国はどうやって賃金水準を引き上げているのかと伺いますと、米国やフランスは中小企業の最賃引き上げに直接結び付く大規模な支援策、先ほど申し上げた「業務改善助成金」に該当するような支援策を講じていますが、もう一つ社会保険料の負担軽減する策を講じています。

社会保険料の負担軽減を求めますが、ここで全国商工団体連合会が行った若手経営者の集会にて発言された参加者の声を紹介します。

「給与を上げても、社会保険料負担も上がるため、実際に労働者が手にする手取りが上がらない」

「頑張っている社員からすれば、なんで利益が出ても給与があがらないのかと不満の声が寄せられる。周りの経営者も、社会保険料が下がれば、社員の給与を上げたい」との切実な声が出されています。

先ほど紹介した調査、日本商工会議所と東京商工会議所が行った「最低賃金引上げの影響に関する調査」結果概要（19年5月）は、最低賃金の引き上げに対応するために必要と考える支援策ズバリ聞いています。結果は「税・社会保険料負担の軽減」を挙げる回答が65・2%と最も多くなっています。

そこで質問いたします。

社会保険料の事業主負担分を賃上げ実績に応じて減免し、中小企業の賃上げを支援する新たな政策を創設することを国に働きかけるべきと考えますが見解をお聞かせください。

【再生可能エネルギーについて】

再生可能エネルギーについて質問します。大分市では、平成 29 年 3 月に策定した「第 2 期大分市地球温暖化対策実行計画」の中に、「再生可能エネルギー利用の促進」を掲げ、地球温暖化対策の取り組みを推進していると聞いています。近年、地球温暖化が進行していることは、もはや疑う余地はなく、地球温暖化に起因する気候変動に伴い、日本においても記録的な猛暑や豪雨、台風が多発し、また、世界的には、ハリケーンや干ばつ、熱波、寒波などによる災害が発生していることから、温室効果ガス削減など地球温暖化対策は人類共通の課題となっています。

電力供給源として国が推進、固執している原発は、何よりも東日本大震災に伴う福島第一原発事故などによって、その安全神話は崩壊し、地球環境を破壊し人類の生存と相いれないことが明らかになりました。エネルギー源としての原発は、もはや未来はないと言えるのと同時に再生可能エネルギーの必要性は日々高まりを見せています。

本市では 4 月から三芳配水場で、民営民設による小水力発電を始めています。水道水を利用した民営民設による小水力発電の導入は九州では初めてとのことで、事業の効果は水力利用料による収入として、事業者から 11 円/kWh を徴収することにより、年間約 400 万円の収入が見込まれるとのことです。さらに年間約 37 万 kWh、一般家庭約 84 世帯分の発電が見込まれ、約 172 トンの CO2 削減に貢献できます。

言うまでもなく本市は豊かな水資源、大分川、大野川という二つの一級河川を有する川の街でもあります。小型水力発電の設置は未来を感じさせるものがあります。

先ほども申し上げましたが、本市は、再生可能エネルギーを積極的に導入するとしていますが、原子力発電を含むエネルギー政策については、国の主管する政策と位置づけ、原発固執の弊害から脱していません。今、求められているのは、本市のイニシアチブを発揮し、明確で具体的な施策を打ち出すことではないでしょうか。

そこで質問いたします。再生可能エネルギーを推進していくためにも、本市の強み、豊かな水資源を利用した小型水力発電など、再生可能エネルギー活用のいっそうの推進を提案しますが、見解をお聞かせください。

【野津原公民館の管理について】

野津原中央公民館の施設及び備品の改修と整備充実について質問します。

6月2日（日）に野津原中央公民館を利用する機会がありました。施設の老朽化や、トイレ施設の故障などが長きに渡って放置されたままで、利用者に不快な思いを感じさせているようです。早期に全面的な改修・充実改善を求めます。

まず、ロビー横のトイレが、従前の和式が中心で、壁面の亀裂など故障箇所ばかりで使用禁止のままのトイレがある。多人数使用する集会室などで行事があった場合は、使用時トイレに行列が出来るという状況です。今後大分川ダム完成の関連式典開催が予想される中、同施設が使用されれば混乱が起きるのではないかと今から心配でなりません。集会室のカーテンも長い間、故障していて動かず、マイクの設備も周波数の関係でハウリングを起こす、ステージ上の横断幕を固定するポールの上げ下げは手動で、非常に使いにくいなど、旧野津原町と大分市が合併して以後、あまり手が入れられていないと聞いています。

現場からは修繕要望はしているとのことでしたが、残念ながら野津原公民館を含む他の地区公民館では、予算を理由に整備がされておらず、未整備の状態が続いているとのことでした。

そこで質問いたします。過疎地域への国庫補助などの予算を活用して早急に野津原公民館の施設内設備・改善をする必要があると思います。見解をおきかせください。

その他、地区公民館についての整備について質問します。先ほど紹介しました野津原公民館以外にも、整備が遅れている公民館があります。

同時期に建設された植田や鶴崎公民館なども「床が剥げている」「暗い」などの要望・苦情が寄せられています。地区公民館の整備について、ペースを上げて行う必要があると思いますが見解をお聞かせください。

【公共施設の駐車場料金について】

公共施設の駐車場料金について質問します。現在市内の支所・公民館等公共施設は、基本的に駐車場料金は無料です。しかし他の施設とは異なりコンパルホールや J:com ホルトホールにあります市民図書館、ホルトホール内にあります中央子どもルームを含む子育て交流センター利用者は駐車場が一般の利用者と同じように料金が発生します。

公共施設は、「市民全体の財産」であり、市には公共施設として誰もが利用できる施設の設置が求められており、基本的には利便性に差があってはならないと考えます。

行政サービスの提供に係る駐車料金を含む経費については、「受益者負担」として応分の対価をいただくことが地方自治法により認められていますが、子育て、生涯学習の拠点となっている図書館、および子どもルームには受益者負担はなじまないと考えます。

子どもルーム利用者の声を紹介します。「こどもルームは友だちも増え、雨の日など外で遊べない時でも安心して遊べる所なので嬉しいです。先生方も優しく、親子ともこどもルームが大好きです。」

「いつでも好きな時に好きなだけ遊べるので、親子で楽しく利用させていただいています。季節ごとの行事や工作が楽しみです。」

「子どもが安心して遊べる場所で、よく利用しています。それぞれのルームで色々なイベントあり、楽しく参加しています。先生方もよく声をかけてくれ、子育ての悩みなどを親身に聴いてくれるので、心の支えになっています。」

公共施設、公の施設（おおやけのしせつ）とは、普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設（地方自治法第 244 条第 1 項）と定義づけされています。福祉の増進がその目的となっております。

まさに公共施設の目的に合致した施設ではないでしょうか？

市立図書館も同様です。そもそも日本図書館協会が示している公立図書館の役割と要件の中にはこう書かれています。

「公立図書館は、乳幼児から高齢者まで、住民すべての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場である。公立図書館は、公費によって維持される公の施設であり、住民はだ

れでも無料でこれを利用することができる。」
そう書かれています。

そこで質問いたしますが、先にあげました j:com ホルトホール・コンパルホール内の市民図書館、およびホルトホール内の中央子どもルーム利用者に対し、部分的にでも無料化を導入することは、公共施設としての役割を今以上発揮させる、増進させる方策と考えますが、見解をお聞かせください。

【雨漏り対策について】

市民、児童生徒の安心、安全確保を推進する立場から質問いたします。学校施設の営繕についてであります。今年3月に市内一斉に執り行われた中学校の卒業式におきまして、私が来賓で出席したある学校では、卒業生の座る位置が一部不揃い、前列との間隔が大きく開いた箇所がありました。先生に伺うと降雨のため雨漏りがあり、生徒の位置をやむなく変えたとのことでした。その学校の体育館では、以前から雨漏りがあり、その都度対応してきたとのことでしたが、部分的な補修のためあっちが治ればあっちが洩る、それを繰り返しているとのことでした。水を吸収させるためかどうか不明ですが、卒業生の前に不自然に広げられたタオルを見て、少々情けない気持ちになりました。同時に一括でキチンと補修する必要性を感じたものです。具体的な学校名などは伏せて質問いたしますが、当該学校の雨漏りの修繕、現在ではどの程度達成されているのでしょうか？

【再質問①】

調べましたところ、学校営繕に関しては年に一回、市内各小中学校から営繕要望が出されているときいています。程度の差こそあれ、その各学校から寄せられる営繕要望は年間で大判のファイルに保管されており、その中から必要性・緊急性の高いもの、危険性の高いものを現地で確認し、営繕を行っていると聞きました。

実態を調査したく、そのファイルの閲覧を申し込みました。膨大な数の中か

ら一枚（一校分）を拝見させていただきました。

その学校ではさまざまな要望が出されていたことがわかりました。まずライトの設置です。現状欄には「夕方になると暗くなり、歩行・通行がとても危険になる。育成クラブで子どもを迎えに来た保護者や帰宅する児童が、社会体育のため入校してくる車と遭遇し、安全面の確保が急務」

次は教室床の改修。現状欄には「教室内の床が盛り上がり剥げている部分があるので改修してほしい」

次はトイレ。「水の流れが悪く、便器内に汚物がたまるので、尿石を取り、改善を図るがよくなる。」

次は外壁塗装。「内外壁が剥げている部分あり。少しずつ範囲が広がっている、綺麗に塗装してほしい。」

それらは全て一校の中で行われており、対応が終わったものもありますが、まだなものもある。全市的に見ればまだ順番待ちで改善されていない学校もあるのではないかと危惧します。

そこで質問しますが、出された要望に対し、どのように営繕をすすめているのでしょうか？お聞かせください。

【大分川土手への手すり設置について】

ご存知でしょうか？大分川左岸、舞鶴橋下には、毎日多くの市民が早朝のラジオ体操に来られ健康増進に励んでおられます。その数多い時で100名を超えることもあるようです。そして目を凝らしてよく見ると、対岸の津留地区や弁天大橋当たりの方も一緒にラジオ体操をされており、健康に対する市民のニーズの高まりを感じるとともに、体操の指導をされている役員の皆様の努力に頭が下がる思いです。

さて、このラジオ体操に参加するには、河川敷で行っておりますことから、当然大分川の土手を越える、土手の階段を登って行かなければなりません。これが大変な負担であります。

ここでお近くに住む90代の女性から次のようなお手紙をいただきましたので一部要約して紹介します。

「毎朝散歩や体操のため大分川へ出かけるのを日課としています。土手を超えるのに階段を利用していますが、この階段が私にはとても負担に感じます。バランスを崩しこけたら、下まで転げ落ちてしまう。毎日命の危険を感じながら登っています。どうか階段に手すりを設置していただけないでしょうか」との内容でありました。

そこで質問いたします。現行では土手の階段は国土交通省の持ち物であり、聞きましたら手すりの設置は行わないとのことですが、この階段、市が買い取る、借り上げるなどして手すりを設置することができないのでしょうか。見解をお聞かせください。